

平成25年 教育委員会第18回定例会 会議録

日 時 平成25年10月22日（火） 午後 4 時00分～午後 5 時45分
場 所 日比谷図書文化館セミナールームB

議事日程

第 1 選挙

【子ども総務課】

- (1) 教育委員長職務代理者の指定

第 2 議案

【子ども総務課】

- (1) 『議案第31号』 千代田区教育委員会教育長の任命
(2) 『議案第32号』 千代田区子ども・子育て会議委員の任命

第 3 報告

【児童・家庭支援センター】

- (1) ポピンズアフタースクール一番町の平成25年度入会児童募集

【学務課】

- (1) 平成26年度入学 区立中学校選択状況
(2) 11月16日（土）学校保健大会の実施

【指導課】

- (1) 人事委員会勧告

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 要望書（漫画「はだしのゲン」を小中学校から撤去を求める、または、漫画「戦争論」小林よしのり著を小中学校に置くことを求める要望について）

【指導課】

- (1) 岩井臨海学校（中学校）の今後
(2) 平成26年度 土曜授業

出席委員（5名）

教育委員長	近藤 明義
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	市川 正
教育委員	中川 典子
教育長	島崎 友四郎

出席職員（8名）

子ども・教育部長	大島 康平
----------	-------

次世代育成担当部長	高橋 誠一郎
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども支援課長	亀割 岳彦
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	依田 昭夫
指導課長	佐藤 興二

欠席委員（0名）

欠席職員（1名）

参事（子ども健康担当）	田中 敦子
-------------	-------

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

- 近藤委員長 それでは、時間になりましたので始めたいと思いますが、開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承くださいと思います。
- ただいまから、平成25年教育委員会第18回定例会を開会します。
- 本日、田中参事は所用により欠席です。
- また、今回の署名委員は、古川委員にお願いいたします。
- 古川委員 承知しました。
- 近藤委員長 議事日程に入ります前に、古川紀子委員が、10月17日に区議会の同意を得て同日付をもって区長より教育委員会委員に任命され、同様に、島崎友四郎委員におかれましても、10月17日に区議会の同意を得て10月19日付をもって区長より教育委員会委員に任命されましたのでご報告いたします。
- それでは、両委員にご挨拶をお願いいたします。
- まず、古川委員、お願いいたします。
- 古川委員 思いがけず、引き続き務めさせていただくことになりました。やはり2期目となりますと責任もさらに重くなるなど思って緊張が増していくばかりでございます。1期目の4年間も、ずっと緊張しながらでしたがいろいろなことを教えていただいて、特別な時間でありました。個人的には、皆様にいろいろご指導いただいたり、導いていただいたおかげ様で過ごせた4年間だったと思っております。
- また、私は千代田で育って、そのまま子育てもしておりますので、教育現場というか、学校関係のことについて、いろんなところで思い込みが結構あることに気づきました。これからはできるだけいろいろなところに出向い

近藤委員長
島崎委員

て、いろいろな方のお話を伺い、よく見聞きして参加させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、続きまして、島崎委員、お願いします。

島崎友四郎と申します。先週の木曜日に千代田区議会のご同意をいただき、昨日、19日付で教育委員会委員に任命するとの辞令を区長からいただきました。

簡単に自己紹介をさせていただきますと、私は昭和54年に千代田区に採用になりました。保健所の衛生課というところで環境衛生監視という仕事を一般職で15年ほど続けてまいりました。その後、管理職試験を事務区分で受け、課長に昇任してからの3年間、教育委員会の配属になりました。当時は文化施設整備担当、それから教育条件整備担当ということで、神田小川町の小川小学校の跡地に総合文化施設を建てるという計画がございまして、その担当をしたりですとか、あるいは昌平小学校・千代田小学校の建設に携わらせていただきました。千代田区流のコミュニティースクールとして昌平小学校を運営するというような構想のもとで、施設をつくりながら、コミュニティースクールの枠組みづくりにも従事させていただいたところです。それから、特別区職員研修所の教務課長ですとか、保健所の生活衛生課長を経まして、再び平成16年4月から教育委員会の総務課長をさせていただきました。今の高橋担当部長が中学校の再編に従事されたときに、その仕事を高橋さんとともにやってきたところです。それから、2年ほど子育て関係の室長、担当部長をしまして、平成19年4月に教育委員会の子ども・教育部長になりました。組織の再編がございまして、教育部門と子育て部門を統合して、教育委員会のもとに子ども・教育部ができた年でございます、それから2年半ほど、子ども・教育部長として、さまざまな形での教育行政、子育て行政に携わらせていただきました。それから、4年間は政策経営部ですとか、あるいは保健福祉部ですとか、それから環境安全部に所属して、それぞれの仕事をしたわけですが、またこういった形で教育分野を担当させていただくことになりました。

社会に出る前に一時、教員になろうかと思ったこともございまして、教育行政に私も大変思い入れがありますし、それから、管理職として教育畑あるいは子育て畑で随分仕事をさせていただいたので、私なりに興味と関心があるところです。なかなか力は至りませんが、教育委員の皆様のご助言を得ながら、教育委員としての職務を精いっぱい全うしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

近藤委員長

ありがとうございました。

先へ進みますが、本日の議事日程はお配りしてあるとおりでありますが、第3、報告(1)の「軽井沢少年自然の家の今後の方向性」は、政策形成過程であるため、地方行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項、ただし書きの規定に基づき、非公開としたいので、その可否を求めます。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成です。それでは、非公開とします。

この件につきましては、非公開となりましたので、議事日程の最後に関係者以外退席して行いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◎日程第1 選挙

子ども総務課

(1) 教育委員長職務代理者の指定

近藤委員長

それでは、日程第1、選挙に入ります。

委員長職務代理者選挙について、子ども総務課長より報告を願ひます。

子ども総務課長

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項に、「委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う」と規定されております。現在、委員長職務代理者が欠けておりますので、委員長職務代理者の指定を行うものです。

指定の方法は、千代田区教育委員会会議規則第7条により準用される第6条に基づき、単記無記名投票で行います。

投票事務及び開票事務は、田口主事にお願ひいたします。お願ひします。

(投票用紙配付)

子ども総務課長

それでは、投票用紙にご記入をお願ひいたします。

(投票)

(開票)

総務係員

委員長職務代理者選挙の開票結果を報告いたします。

古川委員4票、中川委員1票です。

子ども総務課長

それでは、投票の結果、古川委員を委員長職務代理者に指定します。

委員長職務代理者の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項には特に定められておりません。したがって、任期は、今までの運用によりまして、次の委員長選挙が行われる日まででございます。

それでは、古川委員、職務代理者の席へ移動をお願ひいたします。

近藤委員長

それでは、恐縮ですが、新たに職務代理者につかれました方に、簡単に一言ご挨拶をお願ひいたします。

古川委員

さらに緊張が増えてまいりました。一生懸命務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

近藤委員長

ありがとうございます。

◎日程第2 議案

子ども総務課

(1) 『議案第31号』千代田区教育委員会教育長の任命

(2) 『議案第32号』千代田区子ども・子育て会議委員の任命

近藤委員長 それでは、日程第2、議案に入ります。
2件ございます。
議案第31号、千代田区教育委員会教育長の任命についてです。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定に基づき、
島崎委員には退室をお願いいたします。
(島崎委員退室)

近藤委員長 それでは、子ども総務課長より、議案第31号、千代田区教育委員会教育長
の任命について説明をお願いします。

子ども総務課長 それでは、議案第31号、千代田区教育委員会教育長の任命についてです。
教育委員会教育長として、下記の委員を任命する。島崎友四郎委員を教育
長に任命することを議案とするものであります。
ご説明は以上です。

近藤委員長 ありがとうございます。
ただいま説明をいただきました議案第31号について、原案どおり島崎委員
を教育長に任命いたしたいと思えます。
それでは、採決を諮りたいと思えますが、賛成の方は挙手を願います。
(賛成者挙手)

近藤委員長 全員賛成です。全員賛成により、原案どおり決定します。
島崎委員が入室をしますのでお待ちください。
(島崎委員入室)

近藤委員長 島崎委員を教育長に任命することに決定いたします。
これにより、早速ですが、辞令交付でございます。
島崎友四郎殿。千代田区教育委員会教育長に任命する。平成25年10月22
日。千代田区教育委員会。

教育長 早速ですが、島崎教育長よりご就任のご挨拶をお願いいたします。
教育長に任命されました島崎でございます。今、教育委員会のあり方その
ものがいろいろ議論されております。そういった議論にも着目しつつ、私と
しては現場の状況、学校教育を取り巻くさまざまな事情を教育委員会に適宜
適切に報告、情報提供させていただくとともに、教育委員会でも出されたさま
ざまな議論を教育行政に反映させるように努力したいと存じます。そういつ
たことを通して、千代田区の子どもたちの学校教育あるいは子育て環境の充
実等に精いっぱい取り組んでまいりたいと思えますので、今後ともよろしく
お願い申し上げます。

近藤委員長 ありがとうございます。
それでは、先へ進みたいと思えます。
次に、議案第32号、千代田区子ども・子育て会議委員の任命について、子
ども総務課長より説明をお願いします。

子ども総務課長 それでは、お手元の資料、議案第32号、千代田区子ども・子育て会議委員
の任命についてをご覧ください。

千代田区子ども・子育て会議条例第4条第2項及び区長の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第2項に基づき、下記のとおり、千代田区子ども・子育て会議委員の任命を行う。

任命する委員としましては、ここに記載されております23名です。

任命の日は、平成25年10月25日となります。

1枚、資料をおめくりいただきたいと思っております。こちらに千代田区子ども・子育て会議条例の条文をつけております。こちらにつきましては、先般、こちらの委員会でもご報告させていただきましたが、今年度から子ども・子育て支援法の一部が施行され、地方自治体に子ども・子育て会議の設置、こちらは努力義務ではございますが、設置義務が課せられております。こちらに基づきまして、千代田区におきましても、さきの第3回定例会におきまして、子ども・子育て会議設置条例を制定いたしました。今月の18日から公布され、施行されております。こちらの会議条例に基づき、子ども・子育て会議を設置するものでございますが、会議の委員は、条例の第4条にございますように「区長が委嘱し、又は任命する」となっております。千代田区の場合、こちらの議案にございますように、区長の権限に属する事務の委任等に関する規則によりまして、子ども・子育てに関する事項は、教育委員会に委任されておりますので、教育委員会の任命ということになります。こちら、条例上の設置となりますと、地方自治法上の附属機関という扱いになります。そのため、教育委員会の議決をもって任命するという、そういった形に規則で定められておりますので、本日、議案として提出させていただいたものでございます。

先ほども申し上げましたが、委員はこちらに記載されております23名、従前ご説明しましたとおり、現在設置されております千代田区の次世代育成推進会議の会議メンバーをこちらの子ども・子育て会議の委員として新たに任命するという形になっております。

任命の日、10月25日となっておりますが、こちらは第1回の子ども・子育て会議が開催を予定されている日となっております。

ご説明につきましては以上です。

近藤委員長

ありがとうございました。

ご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

いかがですか。よろしいですか。いいですか。

(なし)

近藤委員長

特にないようですので、議案第32号について、採決をしたいと思います。
賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、決定することとします。

◎日程第3 報告

児童・家庭支援センター

(1) ポピンズアフタースクール一番町の平成25年度入会児童募集
学務課

- (1) 平成26年度入学 区立中学校選択状況
(2) 11月16日(土) 学校保健大会の実施

指導課

- (1) 人事委員会勧告

近藤委員長

先へ進んでいきます。

日程第3、報告に入ります。

全部で5件ほどございます。

初めに、児童・家庭支援センター所長より報告を願います。

児童・家庭支援センター所長

お手元の「ポピンズアフタースクール一番町(学童クラブ)の平成25年度入会児童の募集について」という資料をご覧ください。

こちらの学童クラブですけれども、平成25年12月1日からオープンする新たな民設民営の学童クラブになります。こちらの学童クラブの対象児童ですけれども、区内にお住まいの1年生から6年生、在学する学校は区立の小学校に限らず、国立でも私立でも区内にお住まいの小学生は対象になります。また、千代田区にお住まいでなくても区立の小学校に通学する児童については対象となっております。募集の期間ですけれども、10月20日から広報紙で募集を周知しております。募集の期間ですけれども、10月20日から広報紙で募集を周知しております。11月5日までの間にお申し込みをいただく予定になっております。

2番の施設概要をご覧ください。場所ですけれども、千代田区一番町10-8、一番町ウエストビルの2階部分になっております。3階、4階は、既に10月に認可化された同じ事業者が行っている保育園で、同じ建物になっております。

施設の概要ですけれども、2枚目のペーパーをご覧ください。こちら2階の平面図ですけれども、学童クラブ室が2部屋と、一時預かり保育室が1部屋ございます。1階のエントランス部分から入りまして、小学生については階段を上がっていただいて、入り口から入る予定になっております。一時預かり保育については階段ではなくて、エレベーターを使っていただく予定になっております。

1枚目にお戻りいただきまして、学童クラブの定員ですけれども、40名となっております。運営事業者は保育園と同じで、株式会社ポピンズになっております。

裏面をご覧ください。こちらの開設時間ですけれども、放課後から午後9時までとなっております。お食事も提供する予定でございます。保護者の負担ですけれども、基本の時間は月額2,000円、そのほかに夜間を利用する場合には別途3,000円を予定しております。そのほかに夕食代として1回500円、おやつ代として月額1,500円を別途徴収する予定になっております。

現在、改修工事を2階の部分でしておりまして、予定どおり12月1日にオ

オープンするという事で準備を進めております。一時預かり保育につきましては、今年度からということではなくて、来年の4月から一日定員10名程度でオープンする予定になっております。

ご説明は以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございました。

ご質問、またご意見も含めて結構です。ありましたら、お願いをいたします。

よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

では、先へ進みます。

次に、学務課長より報告を願います。

学務課長

学務課より2点ほどご報告がございます。

まず1点目です。平成26年度入学区立中学校選択状況でございます。お手元、学務課資料をご参照いただきたいと思います。米印の一番上、平成26年度学校選択申請送付者数、10月1日現在377名と入っております。これが来年度、平成26年4月入学者学齢の予定者数でございます。全人数でございます。平成26年度入学、10月21日時点でございます。麴町中学校につきましては234名、神田一橋中学校につきましては75名、合計309名いらっしゃいます。この377名から309名差し引いた68名でございますけれども、学校選択の申請書未提出ということもございますけれども、この方々については、小学校からの私立・国立中学校、進学予定者の在籍者ということで、区立の学校選択を行っていないといった状況でございます。

今後、この数字につきましては、転出・転入等がございますので、人数には変動がございます。その辺よろしくお願ひしたいと思います。

また、この状況につきましては、今後、千代田区の総合ホームページに掲載予定でございます。

まず1点目につきましては、以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問はございますか。よろしいですか。

教育長

麴町中学と神田一橋中学の選択人数にかなり差がありますが、この主要因というのはどういうところにありますか。

学務課長

そもそも麴町地区と神田地区の学齢の人数が3対2の割合でございます。麴町地区が全体の60%、神田地区が40%という状況でございます。それに加えて、神田地区から麴町地区への選択をされる方が若干多いということで、10月21日現在でこのような差が出ているような状況でございます。

教育長

数字だけ見ると随分差があります。こういった現状を踏まえて、今いろいろ検討が進められているという話を聞いていますが、その状況をご報告いただきたい。

学務課長

現在、中等教育のあり方検討会を開催して検討しております。実は今日の午前中も、この学校選択制も1つ課題になっており、今後、検討を進めてい

くといったところでございます。

近藤委員長
教 育 長

ほかにいかがでしょうか。

もう一点だけ。去年の提出人数を見ると374名で、ことしは309名。65名くらいの差がありますけれども、未選択者の数という意味では、大体去年も今年も同じということによろしいのでしょうか。

学 務 課 長

昨年度は、未選択が94ぐらいということで若干多うございました。来年度に向けての学齢ですけれども、こちらは麴町地区の学齢のお子様が約60名ほど減っているといった状況で、こういった差になっております。

近藤委員長
学 務 課 長

一番大もとの学齢人員が少ないということなわけですね。

そうですね。毎年、若干これも変動がございます。

近藤委員長

ほかによろしいですか。

(な し)

近藤委員長

では、先へ進みます。

お願いします。

学 務 課 長

続きまして、2番目でございます。口頭で失礼いたします。

11月16日土曜日の学校保健大会の実施についてです。委員の皆様方には、お手元、案内状を置かせていただいております。当日14時開会でございます。開場は13時30分、30分前でございますけれども、会場はいきいきプラザ一番町カスケードホールになります。当日は、学校保健関係者の表彰と、あと研究発表でございます。今回、医師会部会と養護教諭部会の研究発表を予定しておりますので、ご出席のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

この件について、ご質問はいかがでしょうか。

(な し)

近藤委員長

特になければ、先へ進んでいきます。

次に、指導課長より報告を願います。

指 導 課 長

教育委員会資料に基づきまして、平成25年特別区人事委員会勧告の概要についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、幼稚園教員については教育委員会で人事・サービスを所管するというので、私どもから報告させていただいているものでございます。

平成25年10月9日水曜日に、特別区人事委員会が職員の給与等について報告・勧告を行いました。

まず1点目でございます。1の月例給与につきましては、5年連続引き下げという形になっております。公民較差を見ますと、588円、率で言いますと0.14%を解消するために、給料表の引き下げ改定を行うものでございます。原則として、全ての級及び号給について引き下げを行うものではございませんけれども、初任給までの号給等は据え置き、また、管理職及び係長職についても、職責の高まり等を考慮し、4級以上の級の引き下げを緩和という

勧告になっております。ただし、特別給、いわゆる賞与、期末・勤勉手当につきましても、民間の特別給の支給割合とおおむね均衡しているため、改定はなしという勧告でございます。以上によりまして、職員の平均年間給与は、約9,000円のマイナスとなるものでございます。

参考といたしまして、2番目の下に、勧告概要（昨年比較）が載せてありますので、こちらもご参考にしていただければと思います。

3番の新たな住居手当制度についてですが、2万7,000円以上の家賃を支払っている世帯主である職員について月額8,300円を支給し、一定年齢層までの職員について加算措置を講じるものでございます。

なお、参考として記載しておりますとおり、現行の住居手当制度では、公舎等に入居する職員を除いて、持ち家、借家を問わず、扶養親族のある、なしにより、8,800円または8,300円の手当が月額で支給されております。

資料の裏面をご覧ください。その他、主な報告（意見）といたしまして3点ございます。詳細はご説明申し上げませんが、大きく3点、有為な人材の確保、2点目、人材の育成、3点目、高齢期職員の活用等でございます。

なお、今後、この給与勧告を受けて、給与改定に向けて、区長会と職員団体、労働組合との間で給与改定交渉が行われますので、その交渉結果を踏まえて、給与条例の一部改正について、またご提案をさせていただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

ご報告は以上です。

近藤委員長

ありがとうございました。

ご質問はいかがでしょうか。

(なし)

近藤委員長

特にないようですので、先へ進んでまいります。

◎日程第4 その他

子ども総務課

- (1) 要望書（漫画「はだしのゲン」を小中学校から撤去を求める、または、漫画「戦争論」小林よしのり著を小中学校に置くことを求める要望について）

指導課

- (1) 岩井臨海学校（中学校）の今後
- (2) 平成26年度 土曜授業

近藤委員長

日程第4、その他に入ります。

初めに、子ども総務課長より報告を願います。

子ども総務課長

それでは、お手元に「要望書」というホチキスどめの資料がございます。こちらをご覧くださいと思います。

要望書のタイトルでございますように、漫画「はだしのゲン」を小中学校から撤去を求める、または、漫画「戦争論」小林よしのり著を小中学校に置

くことを求める、そういった内容の要望書でございます。

要望者は、こちらに記載しております方でございます。

こちらにつきましては、同趣旨の要望が区長及び区議会にも出されております。教育委員会として、どのような対応をするか、回答するのか、しないのか、あるいは回答するとした場合にはどういった内容の回答をするのかということを今後議論していただきたく、本日はこうした要望があったということをお客様にお伝えしたいということで、その他事項でご報告させていただいている次第でございます。

こちらの内容に出ております漫画「はだしのゲン」及び漫画「戦争論」につきましては、教育委員会でご用意させていただきましたので、委員の皆様でご覧になりたいという方がおりましたら、本日も持ってきておりますので、終わった後にご覧いただいても構いませんし、また、教育委員会事務局にお申し出いただければ、いつでもご覧いただけるようにしておきますので、よろしくお願いいたします。

ご説明につきましては以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

今ご説明をいただいたように、いずれにせよ、何らかの形というか結論を出さないといけないわけですね。

子ども総務課長

はい。法律上、回答する義務はないものではございますけど、こちら区長側あるいは区議会側にも同趣旨のものが出ておまして、何らかの対応はやはり必要だろうと思えます。

近藤委員長

いずれにしろ、今日すぐ結論を出してということではないと思えますので、まずご質問、さらにご意見あったら、どうぞお出してください。しっかり内容を理解しないと、意見そのものもなかなか出てこないかなというところですが。

どうぞ。

中川委員

教育委員会として何か見解を出すとしたら、やはり私たちが話し合わなければいけないと思うんですが、それはどのような形でいたしましょうか。

近藤委員長

何か、これからどう扱っていくかという何らかのお考えがおありでしたら、課長からでも結構ですが。

子ども総務課長

基本的には、教育委員の皆様からご意見をいただいて、その内容をまとめて回答するという形になると思います。教育委員の皆様のご意見があれば、事務局で集約してまとめて、こちらの委員会の場にお出しするという形もちろん可能ですので、どういった対応するかにつきましても、またご相談させていただきたいと思えます。

近藤委員長

いかがでしょうか。いずれにしろ、この資料、今日いただいて、今、数分前に目を通したばかりですので、どのような要望内容なのか、その要望の趣旨が何なのかということをお客様がしっかりと理解した上でないと、なかなか意見も出てこないのかなと思えます。今日この場でということよりも、いただいた資料を持ち帰って、さらに、そのほかにも先ほどの説明のように

資料がおありのようですので、それに目を通すなりして、ご自分の考えをしっかりとまとめた上で次の議題にしていこうかと思いますが、それでよろしいですか。そういう方向で。

(了 承)

近藤委員長

では、そのような形で取り扱っていきたいと思います。

先へ進んでまいります。

次に、指導課長、報告をお願いいたします。

指導課長

まず1点目からご説明申し上げます。教育委員会資料の「岩井臨海学校(中学校)の今後について」ということでご説明申し上げます。

こちらの岩井臨海学校につきまして、もう既にご承知だと思いますが、1番の目的にありますように、3点ほど目的がございました。下線部分のみお読みしますが、1点目は、心と体の健康づくりを図るという目的、2点目が、体力の向上や生命を尊重する態度を高める、3点目が、自立心や必要な規律、協調性など社会性を身につけさせるという目的を達成するために、岩井臨海学校でのさまざまな体験活動を行ってきたものでございます。

2番目の経緯といたしましては、平成元年度から平成18年度までは「保田臨海学園」として実施されました。平成11年に4年生を対象とした「鎌倉臨海学園」を「保田臨海学園」として同場所で実施するようになりました。ただ、平成18年度をもって「保田臨海学園」廃止により、平成19年度から現在まで「岩井臨海学校」、2泊3日として実施してまいりました。一方、中学校第1学年を対象とした宿泊行事は、昭和62年から4月に「軽井沢移動教室」、こちらも2泊3日を実施しており、中学校第1学年だけ、ほかの学年と比べて1年間で2回宿泊行事、合計4泊6日を行っているものでございます。

3番目の現状と課題ということで、まず現状なのですが、こちらの臨海学校は夏休み中なのですが、ライフセービング等の実習を中心に行ってきたところでございます。小学校4年生で実施する「岩井臨海学校」の活動と重複しないように、ライフセービング等の実習を中心に行ってきましたが、目的①の前段「海での遊泳や海浜でのさまざまな体験活動」については、既に4年生での体験が完了しておりますので、中学校で行う目的というものは重複しており、薄れているところではないだろうかということです。

また、目的①の後段「心と体の健康づくり」や、目的③「生徒が相互に連帯感を深めて共同生活を送り、自立心や必要な規律、協調性など社会性を身につけさせる」は、4月に実施する「軽井沢移動教室」に共通するものということで、その目的達成のための活動は「軽井沢移動教室」において十分に実施できると考えております。よって、中学校1年生での「岩井臨海学校」で実施する目的が、やはり重複していると思われています。

加えて、活動の中心であるライフセービング等の実習が、指導者を十分に確保することができない状況が2年間続いており、従来どおりの安全確保をした一定の人数で行う活動そのものが実施困難な状況が生じておりました。

学校からは、生徒の安全確保に対して不安の声が強く寄せられておりました。具体的に申し上げますと、実施の2日前、3日前までは、指導員がなかなか集まらないというような状況で、委託をしているライフセービング協会の方々がさまざまな知り合いを通じて人数を確保してきておまして、私どもが要求している生徒10人に対して1名の指導員という形がなかなか実施できていなかったというような状況です。この2年間は、こちら側の要望している人数に対しての指導員を確保できず、学校に無理を申し上げまして、グループ編制も生徒の数が多い中で1人の指導員をつける形をとらせていただいております。また、来年度以降についても、ライフセービング協会が、この人数確保は努力するとは言いながらも、今年度と同じ状況が想定されるということで、かなり実施することが厳しいということが現在の課題でございます。

そこで、4番の今後の対応につきましては、以上申し上げました目的等が重複している部分もありますので、中学校における「岩井臨海学校」につきましては、「軽井沢移動教室」に一本化し、目的の達成を視野に入れた事業としてまいりたいと考えております。なお、目的①につきましては、先ほども申し上げましたが、小学校の「岩井臨海学校」での目的達成にまいりたいと思っております。

参考として、「軽井沢移動教室」の目的も記載しておりますので、ご承知おきいただければと思います。

説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

報告ということでのご説明ですが、これはご質問にご意見も絡めてのほうがいいですね。ありましたら、どうぞ出してください。

臨海学校というのは、今現在、小学校の臨海学校は学校の先生方が中心で指導しているわけですね。

指導課長

ちなみに、小学校は、引率で校長1名、教員、児童8人に対して1名、プラス、学級数プラス2名という形で、平均すると大体11名の引率が小学校の場合行っております。中学校の場合は、校長1名、教員が学級数プラス3名、大体、麴町中学校が6名、神田一橋中が5名という形になりますので、小学校と中学校では引率する教員数は大幅に違ってきます。

近藤委員長

臨海学校というと、今、課長から説明があったような体制で子どもたちの生活全般を見ていたというのが一般的だったと思うんですね。今までの流れを振り返りながら考えてみると、ライフセービングの資格を持った方々に指導をお願いしていて、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、教員がほとんど手を出さないような状況に陥って、それが何年か続いて、今ライフセーバーがちょっと手薄になった状態だから学校が指導できないというような意見をもし学校が持っているとしたら、私は学校職員の怠慢だというふうに思いますね。もう少し教員1人で見える人数を絞って少なくしていけば、十分まだまだ岩井の海であれば可能な状況だと思うんです。4年生で実施をしたか

ら、もう、臨海で子どもたちに体験させるべきものは終わった、終了したというのはちょっと言い過ぎなのではないかなというような気がします。

どうぞ。

指導課長

確かにこれまで海の体験というのを小学校と中学校でやってきておりました、当然、発達段階の違う中での海の意味合いは当然違うかとは思いますが。ただ、今回、安全面ということ考えたときに、教員の派遣の問題だとか、神田一橋中は教員数が減ってきている中で体制を組まなきゃならないという個々の事情があったり、あるいは他区の状況も、千代田区以外で実際に臨海学校、臨海学園をやっているのがどれぐらいあるのかというと、小学校はまだ比較的多いんですけども、中学校につきましては、千代田区以外に1区のみという状況になっているんですね。ですので、夏休みの活用だとか、さまざまな判断をし、他区でも同様な判断をされて、臨海学校がなくなっている流れになっているのかなと思いますので、今回も、千代田区においても岩井臨海学校については、宿泊行事がまるっきりなくなるわけではないので、軽井沢の移動教室と一本化して、その狙いをさらに充実させていくと私どもは考えております。

近藤委員長

一々反対の意見を言うつもりはさらさらないのですが、中学1年生が実施をしている4月の軽井沢の移動教室が発足した経緯というのは、子どもたちが小学校を卒業して中学校生活になかなかなじめない、主に学級内で行動してきた子どもたちが学年という単位で行動することになかなかなじめないということで、それであつたら、あれだけの施設が軽井沢にあるわけだから、4月早々に中学校生活のオリエンテーションという形で、1泊2日でもということで当時の校長会として要望した記憶があるんですね。水泳が危険だからということは重々わかっていますけれども、臨海を中止と言うなら4月のオリエンテーションの方法を変更し、夏の林間学校的なものを充実させるべきなんじゃないかなと思います。あくまでも個人の意見ですから、特に返答は必要ありませんので、1人の意見として言わせていただきます。

そのほかいかがでしょうか、ご意見。

市川委員

この件とは直接関係のないことなのかもしれませんが、念のためにお聞きしたいのは、九段中等教育学校ですね。これには「岩井臨海学校（中学校）の今後について」と書いてあるだけなので、一切触れてないんですけども、いわゆる至大荘の行事というのを何とかしろと、これと同じような線に合わせろとか、そういうような話は学校で出ているんですか、出ていないんですか。

副参事（特命担当）

至大荘行事については、もともと九段高校で行っていた臨海学園というんですか、それを引き継いでおまして、今4年生が行っております。これについては、九段中等教育学校ができるときからの条件ということではないですけれども、強い意志でもって、これについてはぜひ実施をしていこうと、至大荘行事については今後も実施していこうということであの話が出ておりますので、この話とはちょっと切り離されているかと思えます。

市川委員 ということは、たしか至大荘の行事というのは、かなり伝統的にOBが力を入れてライフガードの役をしているんですね。当委員会でも視察した経験があるんですけども。ほかの2校については、そういうことはなくて、地元の方々にライフガードの役割なり、船を出して監視するというようなことをやっているだけなんですか。

指導課長 中学校の活動はライフセービング協会の方たちの、ライフセービングの資格のある方たちが、自分たちの命を守るだとか、あるいは人を助けるだとか、そういうような活動を中心にやっております。ですので、地元の方たちというよりは、ライフセービング協会の方たちが中心となっています。

市川委員 やっていることはやっているんですね。

指導課長 はい。

市川委員 ということは、変な言い方ですけど、お金を出せば2泊3日、そういう形で面倒を見てくれるということにはならないんですか。

指導課長 確かにお金を出せばということなんですが、今現在、このずっとやってきたプログラムの内容が、やはり資格のある方たちに教えてもらうという内容、実習体験なんですけれども、去年、今年と、やはりお金だけでは解決できない、その資格者を集めることがかなり難しいということなので、人的な問題が強かったかなと思っています。

市川委員 今、資格者という言葉が出たんですが、それはライフガードの話だと思うんですけども、地元の方にお問い合わせということは、地元の方にライフガードがそんなにいるとは思いませんし、至大荘でOBの大学生が、手伝いに来る人たちが、そういうライフガードの資格を全員持っているとも思えないんですけどね。

要するに、私が一番心配するのは、学校が大変だからということでこういった行事が次々に縮小していくと。確かに揚げ足を取るわけじゃないですけども、海でやることと山でやること、理屈では一緒にやっても同じでしょうと、こういう言い方になるんでしょうけれども、なかなかそうはいかないはずですよ。ですから、小学校4年生のときと中学に入ってからも続けてやるというのが不合理であるだとすれば、もっとやり方のほうを改めるべきであって、私は、今説明のあった内容、要するにライフガードが集まらないというのは、本当にそうかなという疑問になるんですよ。ほかの区なり市なりの臨海学校を見ていて、全部の学校が全員、水泳を教える方がライフガードの資格を持っているとは到底思えないんです。ただ、調べたわけじゃないから何とも言えませんけれども、そういうことでこういった行事が縮小されていくというのは、私はいかがなものかと思うんですね。それは意見として申し上げておきます。

指導課長 はい。

近藤委員長 私からも、もう一点だけ言わせていただくと、今、至大荘行事のことが大井副参事から話がありましたけれども、至大荘行事の流れもよく理解をしているつもりです。だけど、見学する限りでは、あの至大荘行事と言われる臨

海学校、非常に無理があるように見えます。非常に無理があるというか、資格のない大学生が参加をして、教員が主の指導じゃなくて、そういう手伝いに来ている者がチーフになって指導して、教員が横から見ている状況です。それに、かなり強いことを言って、あの炎天下、何というんでしょう、要するに子どもの健康という意味合いで言ったらば、非常に危険な行事ですよ。同じような区立学校の行事が2つあって、その1つを、さっき課長がおっしゃったような形で中止にし、至大荘行事だけ存続させていくというのは不合理がありますね、決定の仕方に。私はかつてライフガードの資格もっていました。水連の指導員の資格ももっていました。そういう経験をもとにして話をしているつもりですけれども、やっぱりもうちょっと考えられたほうがいいのではないかなという気がします。

どうぞ。

中川委員

千代田区の中等教育のあり方について検討しようという話も出ていますよね。いろんなどころで見ていると、九段中等教育学校の教育環境と、それから中学校2校の環境というのが、どう考えてもこちらの2校にもう少し手をかけてもいいんじゃないかなと思うんですよね。そういう行事さえも、なくなってしまうのは、さらに差が出てきちゃうような気もするんです。やはり小学校で行くのと、中学で行くのととは全然違うことだと思います。例えば至大荘は、私は疑問を持つことはいっぱいあるんですけども、それは置いておいても、ただ、卒業生が助けてくれているというか、指導してくれているという、卒業生が参加してくれているというのはすごくいいことだと思うんですよね。だったら中学校でも卒業生なりが何とか来てもらうとか、そういうようなことも考えたりしてはどうですか。

副参事(特命担当)

至大荘の場合はOBが参加していますけど、あれはもともと水泳をやっていた人たち、それが中心になって、今大学でもやっているとか、そういうような人たちが協力してくれているという形です。今現在だと、OBだけで指導員を賄うというのはなかなか難しい状況があって、それ以外の人も、外部の指導員も一部お願いをしているという状況があります。また、中等教育学校の場合、1年から6年間の中でそういった行事をやっていくという、そういった違いがあるので、3年間の中でのことと、6年間の中で計画的にやっていくという、その辺の差があるかと思しますので、一概に必ずしも比較するというのはできるのかなという気はいたします。

OBの中でも水泳をやっている人たちで、正確なことはちょっと私、確認していないんですけども、たしか資格要件、ただ泳げるというだけじゃなくて、資格要件もたしかつけていたかと思うんですよね。外部指導員については、もう確実につけていますので、単なる素人が、ちょっと泳げる子が来て、先輩が、指導するというのとはまた違う条件があるかと思えます。やはりもう八十何年間かの歴史がありますので、その中で形が形成されておりますので、それを一概に中学校の場合と比較するのは果たしてどうかなというのには私の意見としてはあります。

指導課長

以上です。

今回、委員の皆様にご意見をいただきながら、もう一度持ち帰り、議論はしてみようとは思いますが。

ただ、1点だけ、私どももこういう行事が子どもにとっても効果的であったりだとか、大切なものだという認識は重々持っています。ただ、今ここできちんと見直しをする時期ではないのかなという思いもあります。それは、やはり今の学校現場、先生方の多忙感だとか、あるいは子どもたちの生活環境だとか、そういうようなものを総合的に判断してきた中で、やはりきちんと今まであるものを大事にはするんですけども、一度見直すことも必要であろうと考えております。我々も岩井臨海学校をただ単に廃止するというのではなくて、十分、学校現場とも議論してご提案をさせていただいておりますので、また次回改めて委員の皆様のご意見も踏まえながら再提案させていただければと思います。

教育長

今、佐藤課長が話されたように、千代田という都心で、ビルなどに囲まれてほとんど自然がない地域の中で、こういった野外活動が重要だという認識は当然お持ちだろうと思います。いろいろな状況の中で見直しが必要だろうというお話もされて、私もそうした見直しは必要だと思っています。

最近思っているのは、東日本大震災がありましたし、ことしの夏以降、各所で大雨による被害もありましたし、今は伊豆大島が大変なことになっています。今までの野外実習というと、どちらかというと、自然がないところで暮らしている子どもたちが郊外の海や山に親しむ、自然に親しむというような意味があったと思うんですけども、これだけいろんな災害が頻発している中では、そういう中でたくましく、何とか自分を守って生きていく、そういった視点に立った子どもたちへの教育とか、あるいは野外の実習のあり方も検討していく必要があるように思っています。釜石の奇跡が非常に有名ですけども、あれもやっぱりそれなりの日ごろの学習とか訓練があって、ああいう形になったと思うので、やはり野外の実習のあり方も、今夏での見直しというのを機会に、自然に親しむというような視点だけではなくて、そういういろんな災害に対しても立ち向かっていけるような、少し視点を広げた形での検討をしていただくといいのかなと思いますけれども、どうでしょうか。

指導課長

今、教育長がお話をされた観点というのが、まさに今回、この岩井臨海学校の中学校では、海で自分の命を守る、人の命を守るという体験学習なんです。それを目的としてやってきたんですが、やはりその学習プログラムが実施できないという1つの局面は、私ども、真摯に受けとめなきゃいけない。それを別な形で実施できるように、海ではないのですけれども、軽井沢でそういうプログラムを埋め込んでいくことによって、そういう学習ができるように、プログラムを変えていくということは可能だと思います。

近藤委員長

とりあえず報告事項ということで、きょう話し合いをしていることです。以上でこの件については打ち切りたいと思います。

では、先へ進みます。

もう一点、お願いします。

指導課のその他報告の(2)でございます。平成26年度の土曜授業ということで、「平成25年度 千代田区立学校土曜活用の実態について」の資料に基づきましてお話をしたいと思っております。ちょっと紛らわしいのですが、この平成25年度の実態に基づいて、平成26年度の土曜授業に関するご意見を頂戴したいというものでございます。

では、まず平成25年度の千代田区立学校の土曜授業の実態についてのご説明申し上げます。

(1)をご覧ください。実際、土曜日に授業を行っている日数につきまして、小学校は平均4.3日、中学校は平均6.5日、中等教育学校が25日でございます。このうち土曜日に授業をして振り替え、月曜日お休みをするという日数が、小学校は平均3.5、中学校が平均2、中等教育学校が1日でございます。つまり、振り替えなしで土曜日に授業をやっているのが、小学校は平均0.6日、2校で5日間ということです。中学校が平均4.5日、2校で9日間実施しているというものです。中等教育学校につきましては24日、振り替えなしで授業を行っているという現状です。

その主な内容としましては、学校公開、あるいは道徳授業地区公開講座、運動会、学芸会、周年行事等でございます。

(3)の土曜日の参加状況については、小学校は平均9割、中学校が5割から6割の保護者が参加しております。当然、運動会、学芸会等がございます。ですので、参加率は非常にいいというものでございます。

(4)は、これは土曜日の活用状況ということで、土曜授業以外で学校がどんな活動をしているのか。地域の方たちのお手伝いを借りたりだとか、あるいは特色ある教育活動の一環として講師を招いてやってみたというものでございます。これは学校週5日制が実施されたころに、やはり地域の教育力で、土曜日の子どもたちの居場所をきちんと確保しようという理念が千代田区においては脈々と継続されておまして、これらに書いてあるような行事が実際に行われているというものです。あくまでも授業とは関係のない、教育課程外の活動になります。

では、実際に土曜授業を実施していった場合に、学校はどんな課題認識を持っているのかということに記載してあるのがこちらです。例えば民間教育機関、平たく言えば塾ですね。塾の利用と両立に関する保護者の理解。あと、地域行事・社会教育活動への参加、あるいは塾の利用との両立に関する保護者の理解。あるいは、土曜日の授業をどれぐらいやるかという実施回数に関する保護者の理解。あるいは、月の第1なのか第3なのか、実施日設定の調整、あるいは実施内容の工夫、どんな土曜日の授業にするのか。あるいは、実施授業の調整、月1回とか月2回入ってきますと週時程が変わりますので、そういう調整。あと、教員の週休日の振り替え調整も課題であるという認識がございます。

そういった現状の中で、次年度千代田区立学校の土曜授業を文科省でも省令改正で、各自治体の判断により、月1回程度は実施できるものとするという考え方を示しております。まだ実際には決定ではないんですけども、もう来年度のことであるので、できれば千代田区の学校においても、自治体の判断で、月1回程度は土曜日の授業を実施するという方向性を考えているところでございます。今年度からは、月2回までは校長の判断で土曜日の授業は実施することができるということで、先ほどの(1)の小学校2校、中学校2校において実施しているものでございます。

ちなみに、参考のところをご覧ください。他区の土曜日授業の状況につきましては、平成25年度、既に21区が土曜日、月1回は授業をしましょう、あるいは月2回まではやっていいですよというような方針を示しております。実施日数につきましては、小学校が平均年間8.8回、中学校が年9.3回となっております。ですので、ここで委員の皆様から、この土曜日の授業について月1回程度実施したほうがいいのかどうかというあたりのご意見をいただければと思っております。

私からは以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご意見、ご質問いかがでしょうか。

どうぞ。

市川委員

前回のときにも道德教育との関連で申し上げたかと思うんですけども、今、年間の授業数が足りないという話があって、では一体何を使うのかということで、こういう形でのやり方にかえて授業を正規に取り入れるとすれば、土曜日の活用しかないんじゃないかという議論が非常に大きいですよね。にもかかわらず、こういったテーマを、ご意見をいただきたいということで、この教育委員会に持ち出したというのは、何か考えがあるんですか。

指導課長

私ども事務局の中で、土曜日の授業を確定するのではなくて、やはり委員の皆様からもご意見をいただいた上で、自治体としての判断をできればと考えておまして、ご意見を頂戴したいという形で今回ご提案を申し上げたところです。

市川委員

ということは、もし仮に道德教育が正式の授業内容だと。要するに教育課程に盛り込まれた授業だと、こうなった場合に、今、資料に書いてあるような中身を土曜日にやる余裕というのはあるんですか、実際問題として。

指導課長

(4)の土曜の活用方法の内容等につきましては、毎週行っているものではございません。月1回程度だとか、あるいは隔週だとかというような形になっています。ですので、こちらの土曜の活用方法をなくしてまで授業を行うというものではございません。ですので、月1回程度であれば、土曜日に授業を行うということは可能ではないかと考えています。

市川委員

ちょっとはっきりしないんですけど、土曜日1回というのは、正式の教育課程に盛り込まれた道德教育の話ですか、それともこの資料に書いてあるこういう授業のどちらですか。

指導課長 道徳の時間につきましては、これまでも教育課程の中で35時間、月曜日から金曜日の中で実施することとなっています。ただ、市川委員ご指摘のとおり、年間の授業実数が十分こなし切れない学校の実態がある。それで、土曜日を増やしましょうという形になりますので、もちろん土曜日の授業の内容もそれぞれ考えていかなければならないですけれども、まずは土曜日、月1回程度増やすことによって、3時間ないし4時間を月の中で増やすことができますので、授業は、道徳全て土曜日にやるとか、そういうものではないです。

市川委員 もちろんそうでしょうけれども、かつてこういったテーマの議論があったときに、3.5時間という話があったのね。3.5時間ならば、今、指導課長が言ったように通常の範囲内でおさめることができるだろうと、こういうことにたしか落ちついたはずなんですよ。ところが、正規の道徳教育の授業が、要するに学習指導要領に盛り込んだ授業時間数というのが一体何時間になるのかわかりませんが、その程度で済むことなんですか。見通しとして、あるいは得ている情報として。

指導課長 公式な発表が出ているわけではないですけれども、特別な教科化という形になっています。内容的には大きく変わるものではないと認識しております。つまり、これまでも年間35時間という道徳の時間の中は変わりはないと。ただ、これまで批判されているのは、この35時間ですら、道徳の時間を別の時間に、生活指導の時間にしたりというような指摘がありました。ですので、特別な教科化にすることによって、この年間35時間は必ず道徳をやらなければならないということを強く求めているのが今回の道徳の特別の教科化だと認識しております。

市川委員 多分、今おっしゃったことだろうと思うんですよ。指導要領に載せて、そして時間数を決めて、試験こそやらないし、到達テストこそしないでしょう、これやりようがないでしょうから。でも、この時間は確保せいということになるんだろうと思うんです。そのときに一体こういう、今までずっとやってきた特色ある時間を設けて、できるものは土曜日にやるというようなこととの両立ができるのかどうなのか。その辺は大いに学校と議論していただきたいと思うんですよ。時間が足りませんということを、足りませんと言った途端に土曜日授業をやれと、こういうことに結びついちゃうわけですから。あるいは、もっと言えば、時間が足りないなら、こういった行事をやめてしまえということにもなりがちになるものですから、そこら辺、これ学校の回答というところは、そこまで議論してこういう回答が載っているのかどうかわかりませんが、もう少し議論するべきじゃないのかなと。

教員の週休日の振り替え調整だなんていうのは、これが必要ないとは言いませんよ、絶対必要なんですけれども、もう少しきちんと議論するべきじゃないのかなという気がします。事がここまであって、道徳教育の時間を区市の教育委員会に任せるといっているのであれば、任されたなりに、きちんと対応を考えていかないといけないんじゃないかなと。従来の線に乗った、忙しいか

らとか、そういうことで済むような話ではないだろうな、反対するにしても、賛成するにしても、と私はこれにご意見として申し上げておきます。

指導課長 市川委員ご指摘のとおり、やはり学校現場と十分な議論はしなければなら
ないということも重々承知でおりまして、これまでも校長会等とも話はして
きたんですが、やはりまだ十分な議論等は今のご指摘で再認識いたしました
ので、少し校長会、学校と議論を深めてまいりたいと思います。

近藤委員長 幾つか質問よろしいですか。
今いただいた資料の（１）番のところで、小学校、中学校それぞれ4.3、
6.5ありますよね。振り替え休日をとっていると、0.6と4.5ですか。という
ことは、ほとんど土曜日は入れていないという言い方ですよ、見ようによ
っては。

指導課長 そうです。
近藤委員長 中等学校が25日実施で、振り替えはほとんど入れていない。これは教員の
週休の調整というのは当然あるわけですよ。それが可能なわけですね、中
等の場合には。
それと、土曜日の内容というのは、今現在も（２）のような内容ですか。
教科の授業ではないわけですね。

指導課長 その点についてお答えします。教科の授業というのが、やはり学校公開と
いう中で授業を行っています。つまり学校行事の日もあれば、授業をやっ
て公開にしている日があるというものです。

近藤委員長 なるほど。では、違う言い方をすると、公開日でなければ教科の授業は実
施できないということですよ。特活的な内容ということですよ。

指導課長 というのが現状です。
近藤委員長 それで、一番下の参考という数値を見ると、ほかの区市ではかなりの回数
が既に、月1回とまではいかななくても、それに近い数値になっているとい
うことですよ。そうすると、横並びがいいわけではないですけども、判断
する材料としては、この中でうっすら見えているんじゃないかなと思いま
す。
いかがでしょうか。ご質問はございますか。よろしいですか。
どうぞ。

古川委員 すみません、確認なんです、中等の土曜日の授業は、中等は毎週土曜日
授業があると、保護者としてそう思っていたんですが、普通の授業を月に2
回ぐらいずつは普通にしているという、現状そうなんですよ。

副参事（特命担当） 中等の場合、土曜予備校講座、それが月1回から2回入って、それ以外の
ときで授業をやる日があると聞いておりますけど。

古川委員 ということは、その土曜講座の日数はここに入っていないということ。
副参事（特命担当） これを含めての数字だと思うんですけど、入っていますよね。
近藤委員長 25回というのは単純な計算をすると月2回ぐらい、そのうちの1回は予備
校講座という形での講座、教科学習のちょっと狙いを変えたような形で取り
組みをしている。そういう形と、もう一回というのは、教科の学習をしてい

副参事(特命担当) ということですか、今の課長のお答えは。

指導課長 ということですのでいいですね。

近藤委員長 中等教育学校につきましては、もちろん運動会だとかも入るんですけども、主には、やはり学校公開という形の講座でもあるんですけども、一応公開という形をとっている講座ということで、教科の授業をしています。

指導課長 教科の授業をするということは、土曜日にするというのは可能なわけですか。違法ではないのですか。

古川委員 東京都教育委員会でも、月2回まで、学校公開であれば土曜日に授業を行ってもいいという通知が出ておりますので、違法行為ではないと。

副参事(特命担当) ということは、中等の土曜日の授業に関して、公開になっているということですか。いろいろお手紙いただいて、公開日が多いなという印象はあるんですが、中等は毎週土曜日、普通に授業があるんだという認識です。度々公開日のお知らせをいただきますが、毎掲載していたんですか。土曜日の授業というのは学校公開というのが条件だったんですよね、東京都は月2回ぐらい。公開の形なら。

古川委員 今度の26日土曜日については学校公開ということで、これはお知らせ等に載せてやっております。

指導課長 そのほかにも、毎月のように学校公開日を設定して、土曜日やっております。

古川委員 そうですか。よく小学校のもう高学年になると、中等の公開のお知らせがたくさん来るんですが、配られていなくても、常に土曜日は公開の状況になっているということ。

指導課長 基本的には、東京都の通知に基づいて、土曜日は公開という形になっていますので、基本的に学校もいつでも来ていただいて構いませんよというスタンスですので、特に公開日と大々的に示してはいませんけれども、土曜日は見に行っても構わない日です。

古川委員 そうですか。それは一貫校だからということとは違って、ほかの中学と同じ扱いで公開日になっている、公開扱いになっているということですか。

指導課長 ほかの中学校と、回数的に多いので、ほかの学校は学校公開週間だとか、3日間限定の公開日というふうにやっているところが多いです。中学校で言う2校の9日というのがあるんですけども、これが中等と同じ考え方で、特に公開日とは銘は打たないんですけども、公開していますよというものです。

古川委員 そうなんですか。

近藤委員長 よろしいですか。

古川委員 はい。

近藤委員長 ほかにはよろしいですか。

指導課長 このことについては、また議論をするときは意見を言う機会というのがありますか。

指導課長 今回いただいたご意見をもとに自治体としての判断をしなければならない

ので、こういう結果になりましたという形で、ご報告は申し上げるつもりです。ですので、そのときにさらなるご意見等はいただけるかとは思っています。

近藤委員長

わかりました。今それぞれ私どもから意見という形で申し上げましたけれども、はっきりと結論めいた言い方というのは余りしていませんよね。それぞれ質問をしてそれにお答えいただくというような討議のあり方であったわけですが、この後は事務局で決定をして、それをこういう形で決定をしたというか、こういう形にしたいと、最終的な報告があるということであれば、さっき質問して、この資料に大体出ているなというような言い方を私しましたけれども、ほかの自治体と見比べながら、さらには東京都の動き、月1回から2回ぐらいはというような動きだとか、現に今、学習内容が非常に膨大になってきていて、学校行事、そのほかを入れていくと、教科の授業時間が足りなくなるのであれば、月1回程度であれば、教員の週休の振りかえが何とか可能な状況だろうと予測が立ちますので、月1回程度、土曜日を活用していくという方向で出されるのが望ましいんじゃないでしょうか。私はそう思います。

これで最後にしたいと思いますが、皆さんからはいかがでしょうか。何かございますか。

(な し)

近藤委員長

では、特になければ先へ進んでいきたいと思います。

それでは、今日、用意をした議事日程、最後に1つ回していますけれども、全て終わりました。

教育委員の方々から何か議題にすべきもの等ございますか。ご報告、そのほか、よろしいですか。

(な し)